

令和 5年 3月 9日

各 位（非会員様用）

やってみよう！北秋田  
北秋田地域素材活用推進協議会  
会 長 小塚 雅生  
（公 印 省 略）

## 電子絵本「ぼくんちマタギ」イラスト利用について （ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協議会活動につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。当協議会は、北秋田市を中心とするエリアの魅力を広く発信することでこの地域を元気にしたいという志を集めて令和元年に立ち上げた地域団体です。

私たちは、地域に埋もれた様々な素材を磨き光らせ、HPやSNSを媒体としてコンテンツ化した情報を広く発信し、地域の価値を高め続けています。

標題の電子絵本は、地域の文化的資源である「阿仁マタギ」をわかりやすくPRするコンテンツとして、当協議会が令和2年度事業で作成しHPで公開しているものです。

（電子絵本は木枠のテレビとともに貸出もおこなっております）

その一環として、電子絵本で使われている阿仁マタギのイラストを「さらなるPR素材として使えないか」との協議を行ってまいりました。

今般、一定のルールのもと広くご活用いただけるよう取扱いスキームを定めまして、利用希望の方はご確認をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡くださいませ。

### 【問合せ先】

「やってみよう！北秋田」

北秋田地域素材活用推進協議会

事務局 齋藤 優成

TEL:0186-82-3231 FAX:0186-82-3793

# 電子絵本「ぼくんちマタギ」イラスト利用申請書

令和 年 月 日

「やってみよう！北秋田」北秋田地域素材活用推進協議会 会長 小塚 雅生様

私は、貴協議会の電子絵本「ぼくんちマタギ」イラスト利用希望に際し、

1. 電子絵本「ぼくんちマタギ」イラスト利用の流れ および
2. 電子絵本「ぼくんちマタギ」イラスト使用マニュアル

の内容を確認し、すべてを理解したうえで申請書を提出します。

→ チェックをお願いします。 はい いいえ

電子絵本「ぼくんちマタギ」のイラストを利用したいので、次のとおり申請します。

| 区分(該当に○) | 会員様(利用料 10,000 円)  | 非会員様(利用料 20,000 円) |
|----------|--|--------------------|
| 1. 申請者   | (1)事業者名<br>(2)担当者名<br>連絡先(TEL・FAX・E-mail)  |                    |
| 2. 利用態様  | <input type="checkbox"/> 対象物件本体への利用 例:まんじゅう、Tシャツなどへ<br><input type="checkbox"/> 対象物件の包装への利用<br><input type="checkbox"/> その他( ) |                    |
| 3. 利用期間  | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日<br>※おおよその期間で構いません。<br>※利用期間は3年以内です。期間終了後は再度申請をしてください。  |                    |
| 4. 使用方法  | ※利用の仕方が分かる実際の実稿、サンプル、配置図等を添付してください。  |                    |

上記の申請のとおりイラストを利用することを認めます。

なお、利用に当たっては利用規約を遵守の上、下記の事項をお守りください。

また、「やってみよう！北秋田」北秋田地域素材活用推進協議会会長は、申請者が利用規約に違反していると認められるときは許諾を取り消すことができます。その場合、利用料は返還いたしません。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとします。

## 記

1. イラストは利用目的の用途以外に使用せず、「やってみよう！北秋田」北秋田地域素材活用推進協議会の校正を受けること。
2. 申請内容に変更があった場合は速やかに協議会事務局へ連絡すること。
3. 不正な利用が行われた場合は、申請者は直ちに利用を中止するとともに、利用物の回収・撤去等を行うこと。

令和 年 月 日

「やってみよう！北秋田」

北秋田地域素材活用推進協議会

会長 小塚 雅生